

# 初回型ケアマネジメント 手引き

堺市健康福祉局長寿社会部  
長寿支援課

令和8年4月

---

## 目 次

1. 初回型ケアマネジメントの概要	1
2. 初回型ケアマネジメントの流れ	1
3. 短期集中通所サービスの概要	4
4. 住民主体型訪問サービスの概要	5

### 【資料】

- ・ 初回型ケアマネジメント 説明書（短期集中通所サービス用）
- ・ 初回型ケアマネジメント 説明書（住民主体型訪問サービス用）
- ・ ケアマネジメントシート（短期集中通所サービス用）
- ・ ケアマネジメントシート（住民主体型訪問サービス用）

## 1 初回型ケアマネジメントの概要

初回型ケアマネジメントは、「短期集中通所サービス」又は「住民主体型訪問サービス」のみを利用することとなった場合に行う簡易なケアマネジメントです。

対象者は、要支援1・2、事業対象者です。契約書、サービス利用票・提供票、給付管理票は必要ありません。

報酬	<b>【短期集中通所サービスのみを利用する場合】</b> 〈AF8001〉 742 単位×地域単価 10.7 円 = 7,939 円 (居宅介護支援事業所に委託したときの委託料 : 7,305 円) ※概ね3か月後に実施するモニタリングを含めた報酬 ※「高齢者虐待防止措置未実施」「業務継続計画未策定」の場合は、それぞれ4単位の減算
	<b>【住民主体型訪問サービスのみを利用する場合】</b> 〈AF9001〉 442 単位×地域単価 10.7 円 = 4,729 円 (居宅介護支援事業所に委託したときの委託料 : 4,256 円) ※「高齢者虐待防止措置未実施」「業務継続計画未策定」の場合は、それぞれ4単位の減算

## 2 初回型ケアマネジメントの流れ

業務の流れは、以下のとおりです。

### (1) 委託依頼（居宅介護支援事業所に委託する場合のみ）

地域包括支援センターから委託先の居宅介護支援事業所（以下、「委託事業者」という）に次の書類を交付します。

< 交付する書類 >

- ・介護予防サービス計画原案作成依頼書
- ・初回型ケアマネジメント説明書
- ・堺市居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

### (2) 説明・届出等

① 「初回型ケアマネジメント説明書」をもとに説明し、「初回型ケアマネジメント説明書」2通に利用者の署名又は記名押印をもらいます。

説明者も署名又は記名押印し、1通を利用者に交付します。

法定代理人が「代理人」の欄に記入する場合、本人の押印は不要ですが、本人及び法定代理人以外が「代筆者」の欄に署名又は記名押印をする場合は、本人欄にも記名押印が必要です。

② 利用者に「堺市居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を記入してもらい、介護保険被保者証とあわせて区役所地域福祉課介護保険係に提出します。

介護保険被保険者証に「介護予防支事業者」の記載を受けます。

要支援者の場合は、必要に応じて「資料提供依頼書」に「介護予防サービス計画原案作成依頼書（写）」を添付して提出し、「主治医意見（写）」「認定調査票及び特記事項（写）」の提供を受けます。

### （３）ケアマネジメントシート等の作成

利用者の居宅を訪問し、状態の把握、目標の設定、サービスの利用方針を決定し、必要書類を作成します。

＜作成する書類＞

- ・利用者基本情報（介護予防支援と同様式）
- ・基本チェックリスト（介護予防支援と同様式）
- ・【堺市介護予防版】アセスメント表（介護予防支援と同様式）
- ・ケアマネジメントシート（※）

※短期集中通所サービス用と住民主体型訪問サービス用で様式が異なりますのでご注意ください  
ください

### （４）地域包括支援センターへの書類の提出（委託事業者のみ）

「初回型ケアマネジメント説明書」及び（３）で作成した書類の原本を地域包括支援センターに提出し、確認を受けます。

地域包括支援センターは内容確認後、確認印を押印し、原本を返却します。

### （５）ケアマネジメントシートの説明・同意

- ① 利用者にケアマネジメントシートの内容について説明し、本人同意欄に署名押印をもらいます。
- ② （委託事業者のみ）同意欄に署名押印を得た「ケアマネジメントシート（写）」を地域包括支援センターに提出します。

業務を円滑に進めるため、地域包括支援センターにケアマネジメントシートを提出する前に利用者に同意を得ることも可能ですが、地域包括支援センターがケアマネジメントシートの修正を求めた場合は、再度同意を得る必要があります。

### （６）サービス事業者への書類の交付

サービス事業者に次の書類を交付し、サービス利用を開始します。

＜交付する書類＞

- ・基本チェックリスト（写）
- ・【堺市介護予防版】アセスメント表（写）
- ・ケアマネジメントシート（写）（短期集中通所サービス用は１枚目のみで可）

### （７）初回型ケアマネジメント費の請求

ケアマネジメント費の請求は、居宅介護支援事業所に作成を委託した場合でも地域包括支援センターが行います。原則、サービス利用開始月の翌月に請求処理を行い、委託の場合は、国保連から委託事業者へ直接ケアマネジメント費が支払われます。

なお、ケアマネジメント実施後にサービス利用につながらなかった場合は、ケアマネジメント費を請求することはできませんので、必ず地域包括支援センターに連絡してください。

#### (8) モニタリング（短期集中通所サービスを利用する場合のみ）

サービスの終了時（概ね3か月後）にモニタリングを行い、サービスを終了するか、利用期間を延長するかについて、サービス事業所と検討し判断します。

モニタリングは、サービス終了時にサービス事業所で行うかサービス終了後に利用者の居宅で行ってください。モニタリングの際は、再度基本チェックリストを実施し、ケアマネジメントシートに該当項目を記録します。

委託事業者は、モニタリング結果を記録したケアマネジメントシートと基本チェックリストを合わせて地域包括支援センターに提出してください。

短期集中通所サービスの利用を延長することになった場合で、引き続き短期集中通所サービスのみを利用する場合は、再度、初回型ケアマネジメントを実施してください。（本マニュアル P2 (3)「ケアマネジメントシート等の作成」から進めてください。）  
なお、短期集中通所サービスの利用期間を延長することができるのは1回限りです。

#### 【補足①】

初回型ケアマネジメントを実施し、既に住民主体型訪問サービスを利用している方が、サービス利用開始後にメニューを変更又は追加する場合は、再度ケアマネジメントを行う必要はありません。

ただし、前回の利用から期間を空けて再度利用する場合などで、利用者の日常生活上の課題や目標に変化が見られる場合は、再度、初回型ケアマネジメントを実施してください。

#### 【補足②】

- A 短期集中通所サービスのみを利用している方が住民主体型訪問サービスも追加で利用
- B 住民主体型訪問サービスのみを利用している方が短期集中通所サービスも追加で利用
- C 短期集中通所サービスと住民主体型訪問サービスの両方を同時期に利用開始

- ・上記 A 及び B に該当する場合

再度、初回型ケアマネジメントを実施してください。

ケアマネジメントシートは、短期集中通所サービス用と住民主体型訪問サービス用の2種類ありますので、「サービスを利用しての目標」欄等には、利用する各サービスに合わせた内容を記載してください。

- ・上記 C に該当する場合

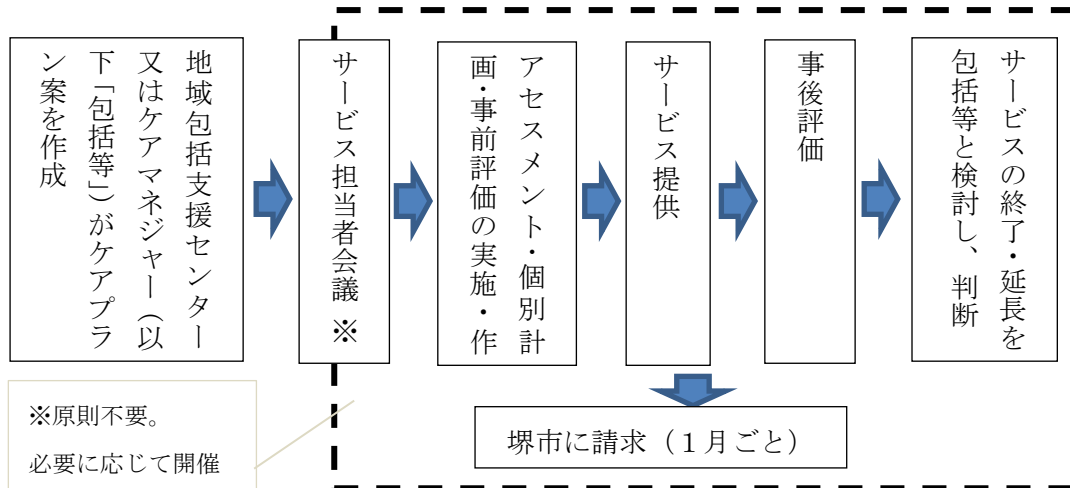
AF8001（742単位）で請求してください。

2種類のケアマネジメントシートを作成する必要がありますが、ひと月に請求できる初回型ケアマネジメント費は1種類のみです。

### 3 短期集中通所サービスの概要

機能訓練指導員などによる、転倒予防や足腰の筋力保持・増進のための短期間の機能訓練です。(週1~2回、原則3か月12~24回で終了、必要に応じて3か月延長可能)

#### (1) サービスの流れ (概略)



内が短期集中通所サービス事業者の業務

#### 短期集中通所サービスの『再利用』について

- 短期集中通所サービスを利用した高齢者は、原則、再度の利用はできません。  
 再度利用できるのは、次の場合です。
- ・認定申請（新規・区分変更・更新）を行い、要支援1~2と認定された場合
  - ・明らかな状態変化のあった場合

#### (2) 算定

対象者	利用回数	報酬	算定単位	算定可能回数
要支援1・2 事業対象者	週1回	358単位 (3,741円)	1回につき	3か月で 12回まで
要支援1・2 事業対象者	週2回	358単位 (3,741円)	1回につき	3か月で 24回まで

- ・送迎加算 片道につき、47単位 (491円)
- ・初回訪問加算 1回につき、308単位 (3,218円)

#### 【利用者負担】

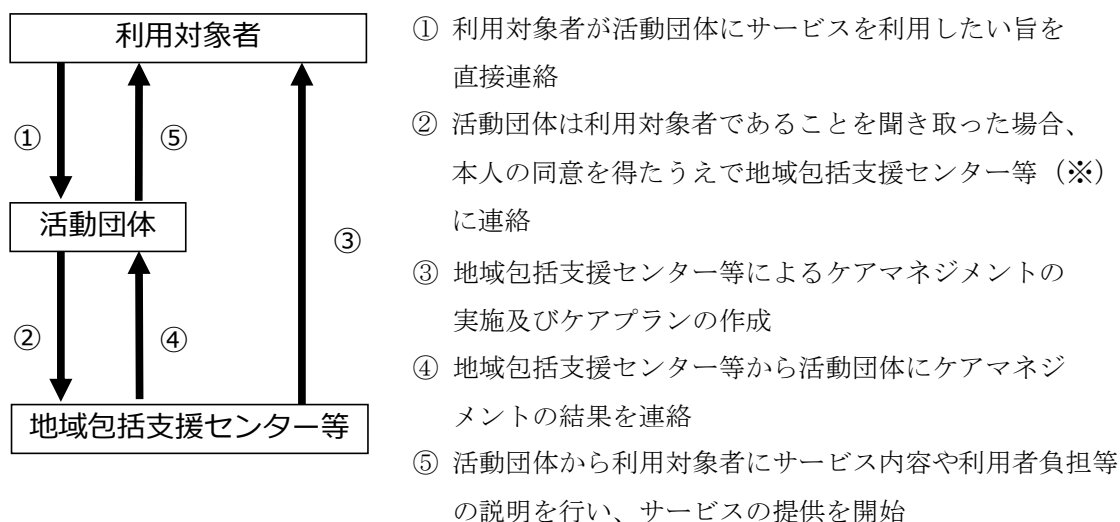
区分	利用者負担 (1回につき)
生活保護受給者	0円
その他	300円

#### 4 住民主体型訪問サービスの概要

地域のボランティアグループなどが主体となって、掃除、洗濯、買い物をはじめとした生活援助や、庭の草むしり、配食等の多様なサービスを提供することで、高齢者の自立した生活環境の維持又は向上を図るとともに、高齢者自らもサービスの提供者となることで、社会参加及び介護予防を促進することを目的とした事業です。

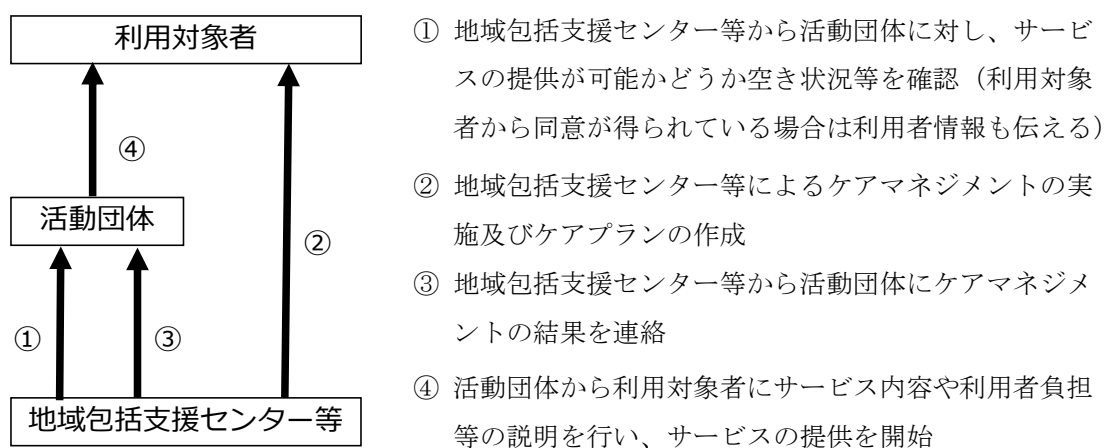
##### (1) サービスの流れ (概略)

【活動団体に利用対象者が直接利用調整する場合】



※ 既に介護サービスを利用中の場合は、担当ケアマネジャーに連絡。

【地域包括支援センター等がサービス利用調整を行う場合】



##### (2) サービス内容及び利用料金

提供するサービス内容及び利用料金は、活動団体ごとに異なりますので、ホームページで確認してください。料金は利用者が団体に直接支払います。